

「ともに、広陵。もっと、広陵。」

地域振興券

取扱店募集要項

広陵町

1. 振興券の発行概要

振興券名称	「ともに、広陵。もっと、広陵。」地域振興券
発行者	広陵町
発行総額	約350,000,000円 住民一人当たり 10,000円×約35,000人=350,000,000円
発行数	約35,000セット
1セットの内容	全住民 500円券×20枚 (内訳) 全店共通券 500円券×10枚 中小店舗専用券 500円券×10枚
取扱店負担	負担なし
交付対象者	全住民 基準日（令和8年1月1日）時点において、町の住民基本台帳に記載されている者
振興券利用期間	令和8年3月1日（日）～令和8年6月30日（火）
振興券換金期間	令和8年4月1日（水）～令和8年7月31日（金）
振興券換金場所	今後、町から業務委託を実施する取次事業者の定めるところによる
店舗区分	【大型店】店舗面積が1,000m ² を超える店舗 【中小店舗等】店舗面積が1,000m ² 以下の店舗

2. 振興券取扱い厳守事項

- (1) 他店での転用及び、未使用振興券の直接換金は禁止します。
- (2) 振興券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能です。
- (3) 振興券と現金の交換は禁止しています。
- (4) 1,000円のお支払い毎に1枚（500円）の使用取扱いとしてください。
- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) お客様から振興券が提示されたら、特別加工がなされた振興券かどうかを確認し、受取りしてください。
- (7) 振興券の対象外商品などを独自に定める場合（特売品など）は、あらかじめお客様が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に使用できない旨を明示してください。
- (8) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、振興券使用上限額などを定める場合（特売品など）は、あらかじめお客様が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (9) 利用期限を過ぎた振興券は受取らないでください。利用期限：令和8年6月30日（火）
- (10) 振興券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（広陵町）は責任を負いません。

3. 振興券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気、ガス、水道、電話料金等）
- (2) 不動産や金融商品（土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等）
- (3) たばこ
- (4) 有価証券、金券、振興券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する振興券等）、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
※料亭など明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能とする。
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、各取扱店舗が指定するもの

4. 取扱店登録にあたっての取扱店資格

広陵町において「事業所」、「店舗等」を有する事業者であること。ただし、次の事業者を除く。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者。
- (2) 本町に納めるべき町税を滞納している者。
- (3) 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- (4) 上記 3.【振興券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- (5) 広陵町の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者及び、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (7) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (8) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5. 取扱店登録申請について

(1) 登録方法

取扱店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、必要事項を記入した「ともに広陵、もっと広陵地域振興券取扱店申込書」と振込希望口座の通帳の写しを、以下のいずれかの方法で提出してください。

〈申請手順〉

① 申込専用フォーム (QRコードから申請してください)

② 窓口



〈新規店舗用〉



〈既存店舗用〉

〈申請先〉

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1

地域振興部 産業総合支援課 商工観光係

Mail : sangyo@town.nara-koryo.lg.jp

(2) 登録受付期間

取扱店申込期間：令和7年12月23日（火）～令和8年6月30日（火）

取扱店申込1次募集締切日：令和8年1月13日（火）必着

※1月13日受付分までは、一覧表に店名を記載し、振興券の郵送時に同封します。

1月14日以降受付分は、ホームページで随時公開します。

(3) 登録

登録申請のあった事業所、店舗等については、広陵町での審査を経て取扱店として登録します。

また、登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

6. 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

- 取扱店は、利用できる店舗であることが明確になるよう、広陵町が発行する「取扱店表示ポスター」を消費者にわかりやすい場所に掲示してください。（店頭・レジカウンターなど）
- 使用される振興券は、広陵町が事前に配布する「見本」と間違いないか確認してください。なお、偽造された振興券と判別できる場合は、振興券の受取りを拒否していただき、すみやかに警察へ通報していただくとともに、広陵町までご連絡お願いします。振興券の「見本」については、レジ担当者や振興券を取り扱うすべての店員に周知願います。
- 取引により振興券を受取ったときは、券裏面に「受領店印」を押印し、再流出防止に努めてください。すでに受領印があるものは、受取を拒否してください。

7. 換金手続きについて

(1) 以下の方法にて換金の手続きが可能です。

【指定換金事業者での換金】

(換金期間：令和8年4月1日（水）～令和8年7月31日（金）（土日祝休み）

- ・使用済振興券と換金用伝票を指定換金事業者にお持込みください。
- ・お持込みの際は、店舗名が証明できるものをご持参ください。
- ・換金事業者にて使用済振興券の確認を行い、お振込金額を確定します。
- ・振興券お持込み後に下記のスケジュールで指定口座に入金いたします。
- ・換金手数料、振込手数料のご負担はございません。
- ・上記持込期間は、月曜から金曜の指定換金事業者の定める営業時間内の持込みに限定いたします。
- ・指定換金事業者は今後、町と委託契約を締結する予定です。

(2) 詳細な振興券の換金方法については、取扱店としての登録完了後に配付させていただく「広陵町地域振興券取扱店マニュアル」に掲載させていただく予定です。

◆換金請求期間は、

令和8年4月1日（水）～令和8年7月31日（金）までとします。この期間を過ぎてからの換金受付には応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをしてください。

◆換金用伝票と振興券の枚数が合わない場合は、

指定換金事業者から取扱店様へご連絡のうえ、ご返却させていただきます。再度、振興券の枚数をご確認のうえ伝票を記入し持ち込んでください。

8. 取扱店の取消等

取扱店「募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

9. その他留意事項

その他「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、広陵町と協議しその対応を決定します。

◎ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】 広陵町産業総合支援課 TEL：0745-55-1001
※土日祝を除く